

Jミルクにおけるアニマルウェルフェア への取り組み



2026年3月2日

生産流通グループ 関 芳和



一般社団法人 Jミルク
Japan Dairy Association (J-milk)

農林水産省におけるアニマルウェルフェアの取り組み

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

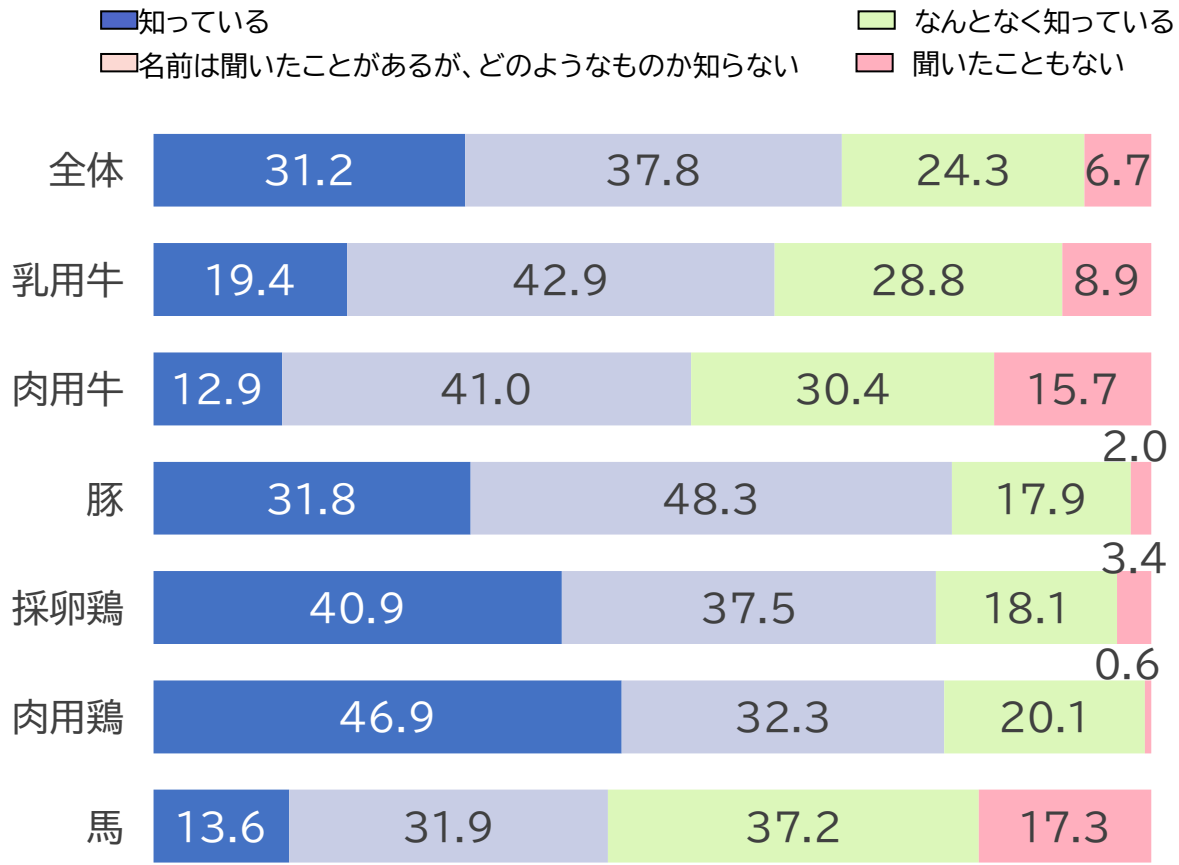
- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- **飼養管理における一般原則:**
アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、我が国の高温多湿な気候、和牛や地鶏などの固有の家畜の特性にも適合しながら、家畜に快適な環境を整え、家畜の健康を維持するために、家畜の飼養者がアニマルウェルフェアの原則である「5つの自由」を理解し、日々の観察や記録、丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、弛まぬ努力と改善を行うことであり、特定の施設や設備を整備することのみで達成されるものではない。
- **家畜の管理者、飼養者等の責務:**
管理者、飼養者等は、家畜の生態、習性、行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識と技術を身に付けるための適切な経験を積み、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得できるようにする。

アニマルウェル
フェアの原則であ
る「5つの自由」と
その対応

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由 ⇒ 新鮮な餌及び水の提供
- ② 恐怖及び苦悩からの自由 ⇒ 心理的苦悩を避ける状況及び取扱いの確保
- ③ 物理的及び熱の不快感からの自由 ⇒ 適切な飼育環境(温度、湿度等)の提供
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由 ⇒ 疾病等の予防及び的確な診断と迅速な処置
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由 ⇒ 動物が本来の行動をとれる機会の提供

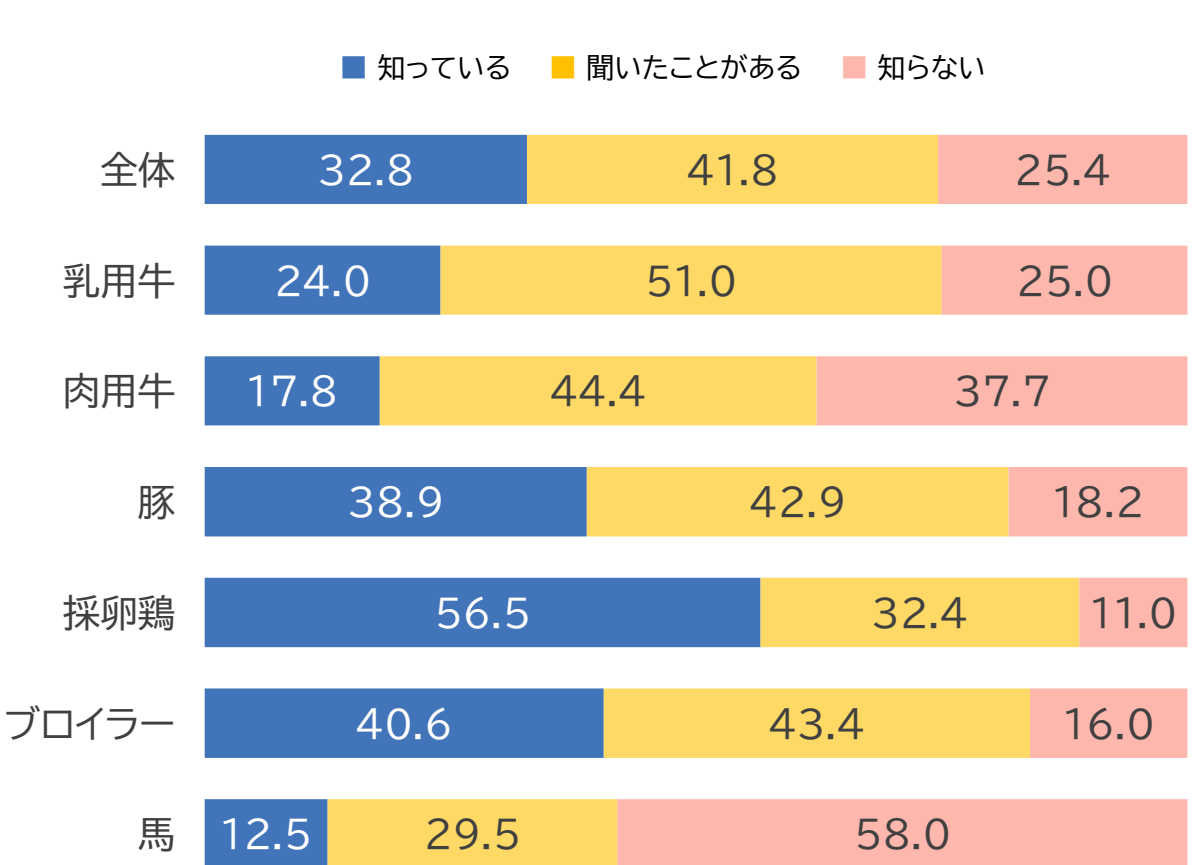
生産者におけるアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の認知度

【2024年度本格調査での結果】



資料：農林水産省 令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査の結果について

【2023年度試行調査での結果】

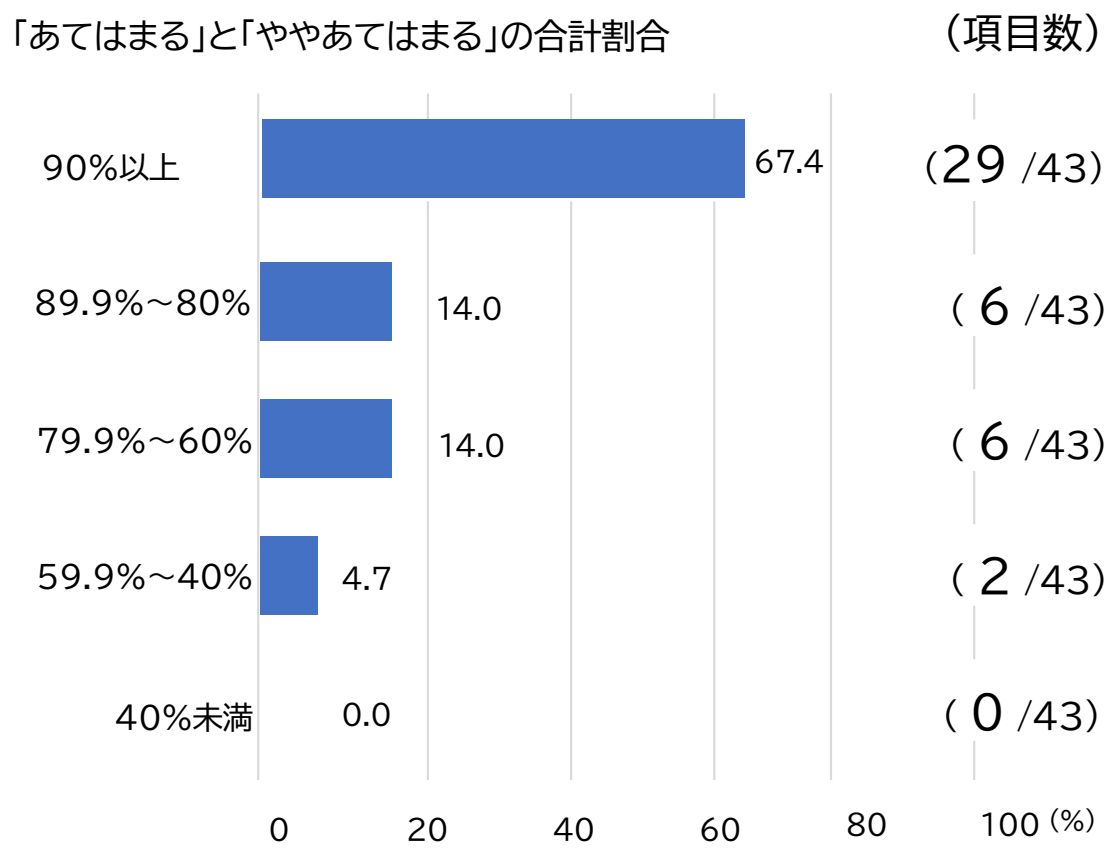


資料：農林水産省「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する生産現場における取組状況について(令和5年度に実施した試行調査の結果)

- 2023年度と比べ、指針を知らない(聞いたこともない)人の割合は全体的に減少。
- 両年とも、豚・鶏の生産者の認知度は相対的に高く、牛・馬の生産者では低い傾向。

- 本調査は43の確認項目について実施し、総回答数は375件であった。
- 全項目の約7割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約50%から約90%と項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛の運動」と「危機管理マニュアル等の習熟」等であった。

【全項目の達成度】



【主な結果】

チェック項目	「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合 ※()は「あてはまる」のみ
1日1回以上、牛の飼養環境や健康状態を確認している。	99.2% (92.0%)
除角は、角が未発達の時期(遅くとも生後2か月以内)に行い、それ以降は、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。	81.4% (61.4%)
断尾は行っていない。	87.7% (85.0%)
繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにしている。	46.6% (26.7%)
フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備している。	96.2% (79.7%)
災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。	60.8% (31.7%)
危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	56.1% (25.4%)

資料:農林水産省 令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査の結果について(概要版)

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーの制定(2026年1月29日 第4回理事会決定)

マテリアリティの一つとして掲げた「アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理」について、**酪農家における取り組みを酪農乳業関係者全体で推進**し、生産性の向上と安全で信頼される牛乳乳製品の供給を図るため、本ポリシーを制定

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシー

Jミルクは、持続可能な酪農乳業産業の実現を目指し、酪農家におけるアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の実践を通じて、生産性の向上と安全で信頼される国産牛乳乳製品の安定供給が図られるよう、「酪農乳業アニマルウェルフェアポリシー」を定め、酪農乳業関係者の協力のもと、アニマルウェルフェアの向上のための必要な取り組みを推進していきます。

1.適用範囲

本ポリシーは、酪農乳業に関連する団体及び企業等の**サプライチェーン関係者を適用範囲**とします。

2.乳用牛の飼養管理

世界の動物衛生の向上を目的とする機関である国際獣疫事務局(WOAH)コードによるアニマルウェルフェアに関する国際基準を基に策定された、**農林水産省「アニマルウェルフェアにおける飼養管理等に関する技術的な指針」(2023年7月公表)に沿った乳用牛の適正な飼養管理の実現**を図ります。

3.家畜疾病対策

家畜疾病の発生予防やまん延防止の対策に取り組み、アニマルウェルフェアの向上に努めます。

4.労働安全衛生

乳用牛の飼養に関わる**生産者等の労働安全と健康の確保が、アニマルウェルフェアの向上にも寄与**することから、その改善に取り組みます。

5.パートナーシップ

本ポリシーの推進に協力する**団体及び企業等とパートナーシップを構築し、関係者が一体となった取り組みを進めるとともに**、消費者や流通関係者等との対話を通じてより良いアニマルウェルフェアの実現を目指します。

6.見直し

本ポリシーは、継続的に検証し、必要に応じて改定を行います。

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーの運用について

1. ポリシーの適用範囲

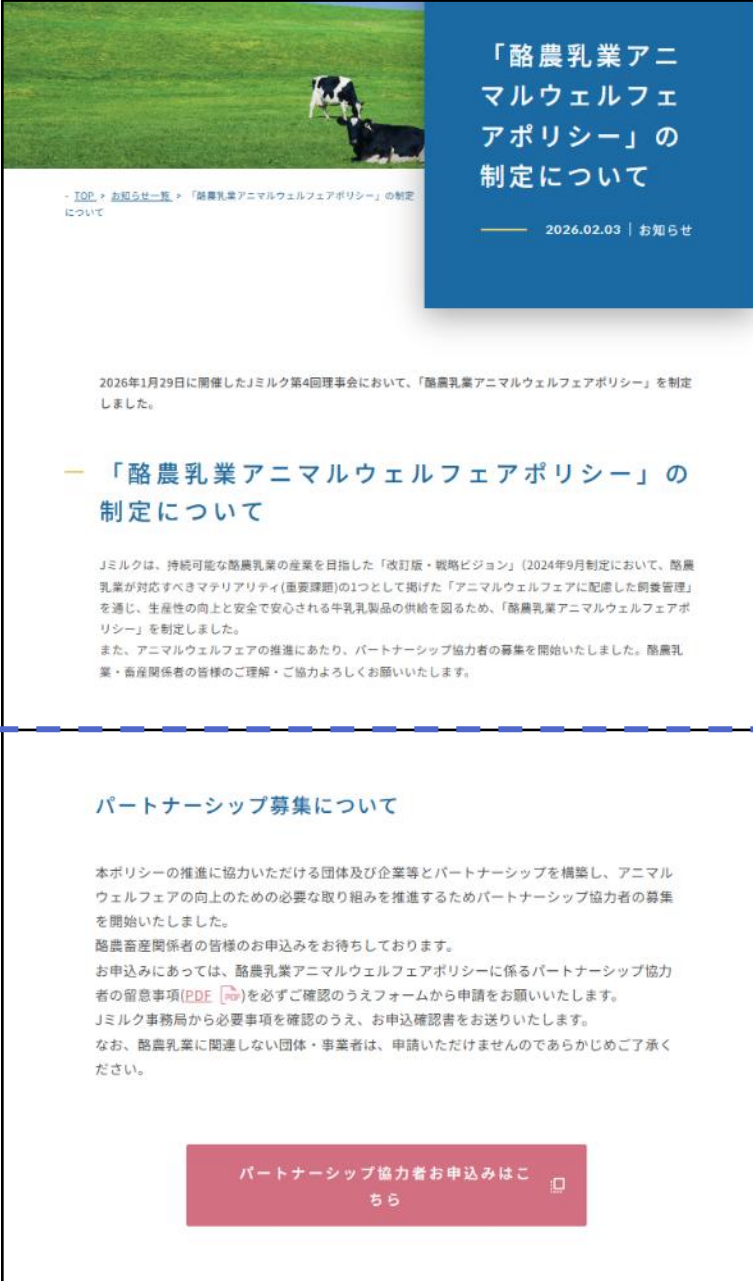
- ① 本ポリシーにおいて「酪農乳業に関連する団体及び企業等のサプライチェーン関係者」の適用範囲は、生産者におけるAWの取り組みを後押しし、推進する立場である関係者を対象とするものとした。
- ② 基本的に生産者自身は直接の適用範囲の対象とはしないが、「生産者団体等の主体的な取り組みを通じて、AWが生産現場において着実に推進されるもの」と整理した。

2. パートナーシップについて

- ① ポリシーでは、Jミルクが協力する団体及び企業等とパートナーシップを構築することとしていることから、酪農乳業関係団体・関係企業等に対し、正会員等の協力を得てパートナーシップへの協力を依頼するほか、ウェブサイトを通じて広く呼び掛けることとした。
- ② 協力の意向を示した団体・企業等については、3月に公開予定の改訂版・戦略ビジョンの「見(魅)せる化サイト」に順次掲載し、関係者が一体となった推進に取り組んでいることを対外的に発信する。

2月3日にポリシー制定及びパートナーシップ募集をサイトに掲載

<https://www.j-milk.jp/news/animalwelfare-policy.html>



「酪農乳業アニマルウェルフェアポリシー」の制定について

2026.02.03 | お知らせ

2026年1月29日に開催した「Jミルク第4回理事会において、「酪農乳業アニマルウェルフェアポリシー」を制定しました。

「酪農乳業アニマルウェルフェアポリシー」の制定について

Jミルクは、持続可能な酪農乳業の産業を目指した「改訂版・戦略ビジョン」(2024年9月制定において、酪農乳業が対応すべきマテリアリティ(重要課題)の1つとして掲げた「アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理」を通じ、生産性の向上と安全で安心される牛乳乳製品の供給を図るため、「酪農乳業アニマルウェルフェアポリシー」を制定しました。

また、アニマルウェルフェアの推進にあたり、パートナーシップ協力者の募集を開始いたしました。酪農乳業・畜産関係者の皆様のご理解・ご協力よりしくお願いたします。

パートナーシップ募集について

本ポリシーの推進に協力いただける団体及び企業等とパートナーシップを構築し、アニマルウェルフェアの向上のための必要取り組みを推進するためパートナーシップ協力者の募集を開始いたしました。

酪農畜産関係者の皆様のお申込みをお待ちしております。

お申込みにあたっては、酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーに係るパートナーシップ協力者の留意事項(PDE)を必ずご確認のうえフォームから申請をお願いいたします。

Jミルク事務局から必要事項を確認のうえ、お申込確認書をお送りいたします。

なお、酪農乳業に関連しない団体・事業者は、申請いただけませんのであらかじめご了承ください。

パートナーシップ協力者お申込みはこちら

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーにおけるパートナーシップの範囲

パートナーシップの範囲

生産者・乳業者関係

①生乳取扱関係団体・事業者関係

- 中酪・指定団体・生乳販売事業者
- 全国連・農協・農協連
- (生産者は、直接の範囲ではないが希望があれば可能)
- 乳業者
- 乳業者団体

②関連団体・事業者等

- 畜産関係団体
- 獣医師・授精師関係事業者
- 酪農ヘルパー関係事業者
- 飼料関係事業者
- 動物用医薬品関係事業者
- 酪農機器設備関係事業者
- 酪農資材関係事業者
- 酪農指導支援団体・事業者
- 家畜輸送関係事業者
- 教育・研究関係(大学等)
- 金融機関(融資関係)
- 行政(農業改良普及所等)

※記載のない団体・事業者は申請いただけません

小売流通・飲料関係

・対話を通じてより良いAWを目指すとしていることから、現段階では小売流通・飲料関係(販売店含む)は対象外といたします

酪農乳業の取り組みに理解をいただき、消費者等への情報発信に協力いただけることも想定されますが、酪農乳業のAW取組への理解と消費者への発信協力が見込まれ、かつ希望・要望が高い場合に、追加を検討したいと考えております。(牛乳乳製品を取り扱っている流通・飲料等に限り)

申請時にAWを推進するための取り組みをお知らせいただきます

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーの趣旨をご理解いただくことと、申請団体・事業者がAWの推進に取り組まれる項目を申請フォームにて確認させていただきます。

- 生産者への指導・支援
- 研修・人材育成
- 普及啓発・情報提供
- 関連機器・資材の提案・提供
- 教育・研究活動
- 施設設備の導入支援
- 小売流通への理解醸成
- 消費者等への理解醸成
- その他()

Jミルクからのお知らせ

- ◆申請内容を事務局で確認のうえお申込み確認書をお送りいたします。
- ◆ご担当者様には、AWに関する取組をお伺いしたり、関連する情報をお送りしたいと考えております。
- ◆パートナーシップをお申込みいただいた関係者の皆様にご要望をお伺いしながら情報交流する機会を年1回以上実施する予定です。

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシー制定で期待する効果(例)

①酪農乳業関係者のAWを推進する活動の起点

- ・ 酪農乳業関係者が農水省のAW指針をはじめとしたAWに配慮した飼養管理の必要性について意識を高める
- ・ パートナーシップの構築によって、業界横断的に生産者の支援やサポートに向けた体制を構築する
- ・ 酪農経営の生産性の向上や持続可能性の確保を目指す
- ・ AWは生産者だけの問題ではなく、業界をあげた取組みが、社会の信頼性を高める取組みとなる

②酪農乳業が一体となったAWの取組みをPRする起点

- ・ 小売・流通や消費者などステークホルダーへの酪農や牛乳乳製品の理解醸成・価値向上につながる
- ・ 多くの項目でAWの取組みがすでに行われていることを発信することで、誤った情報への対応を強化できる
- ・ 万が一の事案が発生した場合、AWの取組みを実施していれば、迅速な対応とリスクヘッジにつながる

③持続可能な酪農乳業の活動のモデルに

- ・ 社会的要求への対応に関するマテリアリティ(GHG削減や労働者の安全・権利の確保)など業界全体で取り組む必要がある課題への対応の先事例となる

関係者の皆様には、パートナーシップとしてご協力賜りますようお願い申し上げます。

酪農乳業アニマルウェルフェアオンライン研修会のご案内

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーを制定したところですが、「酪農産業におけるアニマルウェルフェアの位置づけ」を酪農乳業関係者の皆様と改めて認識いただくため研修会を開催いたします。

1.日 時 2026年3月11日(水)13時30分～15時30分

2.場 所 Jミルク会議室を起点としたZoomミーティングによるウェブ会議

3.参加対象者

- ① Jミルク会員・賛助会員等酪農乳業関係者
- ② 農林水産省・都道府県畜産課
- ③ 酪農乳業関係組織・企業
- ④ 畜産関係団体・企業
- ⑤ 報道関係者



スマホはこちらから

4.参加申し込み方法

3月6日(金)までにご回答をお願いいたします。

<https://forms.gle/fCcrGfWEKdzNM1pUA>

※オンデマンド配信も予定しております。

時間	内容
13:30	開 会
13:30～ 13:40	主催者・ご来賓あいさつ ① 一般社団法人Jミルク ② 農林水産省 畜産局畜産振興課畜産技術室 課長補佐 中野 光 様
13:40～ 14:55	講演「酪農産業におけるアニマルウェルフェアの位置づけ」 講師 酪農学園大学 循環農学類 家畜管理・行動学研究室 教授 森田 茂 先生
14:55～ 15:05	乳用牛のアニマルウェルフェアに関する取組みについて 公益社団法人畜産技術協会
15:05～ 15:20	酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーの制定について 一般社団法人Jミルク
15:20～ 15:30	質 疑
15:30	閉 会

多くの関係者の皆様のご参加をお待ちしております